国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令
国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百七十四円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　適用等事務物件費算定基礎額　三百二円に、市町村の地域の区分による別表(2)の係数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三～十　（略） **別表**（第一条関係） (1)　地域差の係数（第一条第一号関係） 区分／係数 1級地　0.061 2級地　0.059 3級地　0.059 4級地　0.058 5級地　0.057 6級地　0.055 7級地　0.054 無級地　0.053 備考　（略） (2)・(3)　（略）	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百七十一円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　適用等事務物件費算定基礎額　三百五円に、市町村の地域の区分による別表(2)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 三～十　（略） **別表**（第一条関係） (1)　地域差の係数（第一条第一号関係） 区分／係数 1級地　0.062 2級地　0.060 3級地　0.060 4級地　0.059 5級地　0.058 6級地　0.056 7級地　0.055 無級地　0.054 備考　（略） (2)・(3)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和三年度分の事務費交付金から適用する。

○厚生労働省令第四十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項及び第三項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十三日

厚生労働大臣　後藤　茂之

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令
国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次に掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、四万八千三百六十五円十三銭を超える場合は四万八千三百六十五円十三銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月	（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次に掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、四万六千三百三十円八十六銭を超える場合は四万六千三百三十円八十六銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月